

記入例（様式 22：特定有機化学物質の実績届出）

1つの施設（プラント）で、特定有機化学物質（PSF）1種類のみを50t製造した事業所の場合

事業所における有特定有機化学物質の製造量合計が30tを超えた場合、様式22の届出が必要です（製造量が200tを超えていないので、様式21の提出は不要）。

特定有機化学物質は有機化学物質と同様、特定物質、指定物質、オリゴマー、ポリマーや、その製造工程における化学反応に合成反応を含まないもの、発酵により合成されるものは含みません。

化学反応と合成反応と関係はホームページの「有機化学物質届出に係る「合成反応」の定義事例集」を参照下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

対象期間（暦年）や対象物質の定義（りん、硫黄又はふっ素を含む有機化学物質）に注意して下さい。

様式第22（第23条関係）

製造実績届出書

2022年1月23日

経済産業大臣殿

経済産業化学株式会社

代表取締役社長 経済 太郎

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

製造をした事業所の名称	経済産業化学株式会社 東京工場	
製造をした事業所の所在地	東京都経産市化学町123番地	
事業所において製造をした特定有機化学物質のその製造施設ごとの総量が属する区分 （該当する区分に該当する製造施設の数を入力すること。）	200トン未満（うち30トン未満）	1（0）
	200トン以上1,000トン未満	
	1,000トン以上10,000トン以下	
	10,000トン超	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（記入／提出用簡易チェックリスト）

- 報告内容は暦年（1～12月）となっていますか。
- オリゴマー、ポリマーや、その製造工程における化学反応に合成反応を含まないもの、発酵により合成されるものは除かれていますか。
- 製造量は純分換算して算出していますか。
- 事業所内で製造したPSF（特定有機化学物質）を原料として、別の施設でPSFを製造した場合、ひとつめの施設で製造されたPSFの製造量は、当該施設での製造総量に含まれていますか。
- ポリマー等届出対象外の物質の中間体としてPSFを製造した場合、その製造量は、施設ごとの製造総量に含まれていますか。

（詳しくはホームページの“届出参考資料集”を参照して下さい。）

<以下必要に応じ>

- （代表者でない方による届出の場合）委任状を添付しましたか。
- （前回の届出から変更が生じた場合）変更点の説明メモを添付しましたか。

本届出は暦年（1月～12月）単位です。

届出日を記入してください。

法人の場合、会社名、代表者の役職名及び氏名の記載が必要です。工場長など代表者でない方が届け出る場合は、代表者の委任状を添付してください。

公印（代表者印）捺印は不要です。

公的な書類で確認可能な正式名称を記入してください。

（例）1施設（50t）が該当します。

チェックリストとしてお使いください。（提出時には削除してください）